

鉄筋技能者能力評価基準

令和元年10月8日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、鉄筋技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 能力評価基準の策定主体

公益社団法人 全国鉄筋工事業協会

2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、鉄筋技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、鉄筋技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③鉄筋技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有する鉄筋技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、鉄筋工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「鉄筋工」(10)小分類「鉄筋工」(01)とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「鉄筋技能者」と称する。

4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

見習い工として鉄筋材料の基礎的な知識があり、道具・電動工具等の安全な使い方を知り作業を補佐できる。また、上司の指示を受け、手順を確認しながら作業を行うことができる。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

見習い工を終了し、現場・加工場での経験が3年以上あり、鉄筋加工や組

立を工程や工事の流れに沿って正確にできる。また、加工帳に基づき正確な鉄筋加工、組立てができ、一般的な速さ・精度がある。

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

職長として技能者を統率し鉄筋工事に関する一連の作業ができる。また、加工帳を作成し、必要な資材の発注、技能者への鉄筋加工・組立の指示ができ、各職方と段取りの調整ができるとともに、鉄筋加工や組立精度が平均的な技能者より優れている。

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

現場の管理や工法、技術について元請管理者と協議し、指示・調整等を行うことができる。

5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職能のうち大分類「鉄筋工」小分類「鉄筋工」に従事した就業日数を評価する。また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

(1) レベル4の基準

【考え方】

- ・ 就業日数及び職長・班長としての就業日数については、登録鉄筋基幹技能者講習の受講要件を踏まえ設定する。
- ・ 保有資格については、登録鉄筋基幹技能者のほか、優秀施工者国土交通大臣顕彰、安全優良職長厚生労働大臣顕彰又は卓越した技能者（現代の名工）の受賞を踏まえ設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日（10年）以上であること。

② 保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・ 登録鉄筋基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）

- ・ 優秀施工者国土交通大臣顕彰
- ・ 安全優良職長厚生労働大臣顕彰
- ・ 卓越した技能者（現代の名工）

イ）（２）の②及び（３）の②に定める資格（レベル３及びレベル２の基準となっている資格）を保有していること。

③ 職長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が 645 日（3 年）以上であること。

（２）レベル３の基準

【考え方】

- ・ 就業日数については、一級鉄筋施工技能士試験の受験資格要件を踏まえて設定する。
- ・ 保有資格及び職長・班長としての就業日数については、４．能力評価の段階に示すレベル３の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が 1,505 日（7 年）以上であること。

② 保有資格

ア）及びイ）を満たしていること。

ア）以下に掲げる資格を保有していること。

- ・ 一級鉄筋技能士のうち、組立てまたは施工図のいずれか。

イ）（３）の②に定める資格（レベル２の基準となっている資格）を保有していること。

③ 職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が 645 日（3 年）以上であること。

（３）レベル２の基準

【考え方】

- ・ 保有資格及び就業日数については、４．能力評価の段階に示すレベル２の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。

【基準】

①及び②を満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が 645 日（3 年）以上である

こと。

② 保有資格

以下に掲げる資格を保有していること。

- ・ 玉掛技能講習

(4) レベル1の基準

【基準】

- ・ 建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。
尚、各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、鉄筋技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

7. その他

鉄筋技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録鉄筋基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものとして取り扱う。

【別表】 レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が2,150日（10年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録鉄筋基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●卓越した技能者（現代の名工） ・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格 	職長としての就業日数が645日（3年）以上であること。
レベル3	就業日数が1,505日（7年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・一級鉄筋施工技能士（組立て、または施工図） ・レベル2の基準に示す保有資格 	職長又は班長としての就業日数の合計が645日（3年）以上であること。
レベル2	就業日数が645日（3年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛技能講習 	
レベル1	建設キャリアアップシステムに登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者。		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可とする